

第 2 回 沖縄県地域医療対策協議会

議題 4

医師確保計画について

医師の確保の方針の位置付け

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料1(抜粋・一部改変)

背景

- 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- 都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

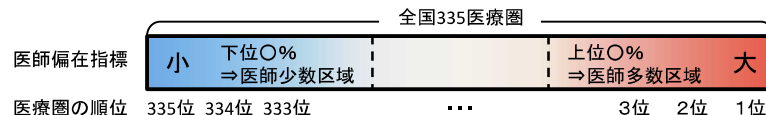
三次医療圏・二次医療圏ごとに、**医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す**ために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた**医師偏在指標**の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき「5要素」

- 医療需要(ニーズ)及び将来の人口・人口構成の変化
- 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種類(区域、診療科、入院/外来)

医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)
- 短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
 - 中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

確保すべき医師の数の目標(目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

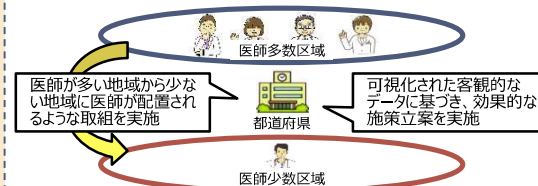
- (例)
- 大学医学部の地域枠を15人増員する
 - 地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣する調整を行う

3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	第7次						第8次					
医師確保計画	指標設計(国)	計画策定(県)	第7次				第8次(前期)		第8次(後期)			

* 2020年度からの最初の医師確保計画のみ4年(医療計画全体の見直し時期と合わせるため)

都道府県による医師の配置調整のイメージ



医療法及び国のガイドラインにより医師確保計画への記載が求められている内容

1 医師確保の方針

医師偏在指標に基づき、医師多数及び少数の都道府県、医師多数及び少数の区域を設定し、それぞれの区域について記載。 医師偏在指標は8月以降に確定。

区域属性	国のガイドラインが定める基本の方針
医師少数都道府県	医師を増加。医師多数都道府県に医師派遣を要請可
医師少数でも医師多数でもない都道府県	都道府県内に医師少数区域が存在する場合には医師多数都道府県から医師の確保が可
医師多数都道府県	都道府県外からの医師確保は不可 但し、既存の施策の速やかな取りやめを求めるものではない 産科や小児科の医師不足に特化した方針など医師偏在に対する方針を決定することは可
医師少数区域	医師を増加。医師少数区域以外からの医師確保が可 医師多数都道府県内の医師少数区域は当該都道府県以外からの医師確保は不可
医師少数でも医師多数でもない二次医療圏	医師多数区域の水準に至るまで医師多数区域からの医師確保が可
医師多数区域	他の二次医療圏からの医師確保は不可 但し、既存の施策の速やかな取りやめを求めるものではない 産科や小児科の医師不足に特化した方針など医師偏在に対する方針を決定することは可

※別途、二次医療圏より小さな地域を「医師少数スポット」として設定し、医師確保の方針を定めることは可能。医師少数都道府県以外の都道府県内の医師少数スポットについては、当該都道府県内の医師多数区域から医師を確保。

2 確保する医師数の目標

(1)目標医師数

当該医療圏の計画期間終了時点(2023年度末)の医師偏在指標が計画開始時点の下位33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師数。

医師少数都道府県及び医師少数区域は、同医師数の確保が目標。

医師少数都道府県以外の都道府県は、目標医師数を達成済として取り扱う。

医師少数区域以外の二次医療圏は、目標医師数を都道府県が独自に設定。(各二次医療圏の合計値は現在の都道府県医師数が上限)

(単位:人)

医療圏	現在の医師数	厚生労働省算出の目標医師数	計画に記載する目標医師数
沖縄県	3,498	2,725	達成済み
北部	199	140	県が独自に設定
中部	922	695	
南部	2,192	1,091	
宮古	100	73	
八重山	85	55	

各二次医療圏の合計値は現在の都道府県の医師数3,498が上限

(2)将来時点(2036年)における必要医師数

2036年において全国の医師数が全国の医師需要に一致する場合の医師偏在指標全国値に対し、医療圏ごとに医師偏在指標が当該値と等しくなる医師数。今後の地域枠や地元出身者枠を設定にあたり根拠となる値。8月中に厚労省が確定予定。

3 確保する医師数の目標を達成するための施策

(1)医師の派遣調整(※キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が対象)

(2)キャリア形成プログラムの策定・運用

(3)医師の勤務環境改善に向けた具体的な取組内容、費用負担の在り方

(4)その他、地域医療対策協議会において実施に必要な協議を行うと医療法上に規定された事項

ア 地域医療の確保に関する調査分析

イ 学生、医師、その他医療関係者に対する情報の提供、助言その他の援助に関する事項

ウ 地域枠・地元出身者枠の設定に関する事項

エ 専門研修に関する計画、臨床研修病院の指定・取消、臨床研修病院の臨床研修医の募集定員決定についての意見に関する事項

4 産科(産婦人科含む)・小児科における医師確保計画 (※別途、策定が必要)

(1)医師確保の方針

厚生労働省が産科医師偏在指標及び小児科医師偏在指標を算出し、相対的医師少数都道府県及び相対的医師少数区域を設定(指標の下位33.3%)。多数都道府県及び区域の設定はなし。

相対的少数区域以外でも医師を増やす方針を定めることは可能。

(2)偏在対策基準医師数

当該医療圏の計画期間終了時点(2023年度末)の産科・小児科における医師偏在指標が計画開始時点の下位33.3%に相当する医師偏在指標に達することとなる医師数。

但し、同医師数をそのまま確保すべき医師数の目標とはしない。

確保する医師数は、必要に応じて定めることが可能との取扱い。

産科

(単位:人)

医療圏	現在の医師数	偏在対策 基準医師数	偏在指標 順位	計画に記載する 目標医師数
沖縄県	156	138	28位/47	県が独自に設定
北部	5	6	256位/284	
中部	42	40	200位/284	
南部	98	56	72位/284	
宮古	6	4	139位/284	
八重山	5	4	170位/284	

小児科

(単位:人)

医療圏	現在の医師数	偏在対策 基準医師数	偏在指標 順位	計画に記載する 目標医師数
沖縄県	237	243	38位/47	県が独自に設定
北部	17	13	125位/311	
中部	65	63	211位/311	
南部	142	124	166位/311	
宮古	9	6	70位/311	
八重山	4	7	299位/311	

(3)偏在対策基準医師数を踏まえた施策内容

ア 医療圏の統合を含む周産期医療圏または小児医療圏の見直し

イ 医療資源の集約化・重点化の実施

ウ 医療機関までのアクセスに時間がかかる地域への支援

エ 医師の派遣調整

オ 医師の勤務環境を改善するための施策

カ 専攻医等の確保

キ キャリア形成プログラムの充実化

沖縄県医師確保計画の記載内容(案)

第1章 医師確保計画の意義

1 医師確保計画の趣旨

医師の偏在是正を目的に策定される同計画の必要性等を記載。

2 位置づけ

地域医療構想及び第7次医療計画との関係並びに医師の働き方改革との関係を記載。

3 計画期間

3年ごとに計画策定。最初の計画期間は医療計画の見直し時期とあわせるため令和2年度から令和5年度までの4年間とする旨記載。

第2章 医師偏在指標及び同指標に基づく区域の設定

1 医師偏在指標設定の趣旨

全国ベースで三次医療圏及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価するため国が新たに設定した指標である旨記載。

2 医師偏在指標の算出方法

医師の性年齢階級別の平均労働時間や地域の人口構成及び性年齢階級別の受療率等を加味した偏在指標の算出式について記載。

3 医療圏ごとの医師偏在指標及び区域の設定

県全体及び二次医療圏ごとの医師偏在指標の値並びに同指標に基づく医師少数都道府県等及び医師少数区域等の設定について記載。

第3章 医療圏ごとの医師確保の方針、目標医師数及び施策

1 医師確保の方針

医師多数都道府県かつ医師少数区域を有さない県であるが、現在行っている施策の継続的な実施が必要である旨記載。

2 目標医師数

三次医療圏の目標医師数は、現状の医師数とし、二次医療圏ごとの目標医師数は、医療圏ごとに診療科別必要医師数を算出。

3 目標医師数達成のための施策

医療圏ごとの目標の達成に向けて下記の施策の内容を記載。

(1) 医師修学資金貸与制度による医師の養成及び派遣

- (2) 自治医科大学卒業医師の養成及び派遣
- (3) 県立病院における専攻医の養成及び派遣
- (4) 大学等の県内医療機関及び県外医療機関からの医師派遣
- (5) 研修体制の充実による研修医の確保
- (6) 医師の勤務環境改善のための施策

第4章 産科医師確保計画

1 産科医師確保計画の趣旨

医師不足が深刻であること及び診療科と診療行為の対応が明らかにしやすい等の事情により、同診療科に限る計画を策定することとされた経緯等を記載。

2 産科医師偏在指標及び同指標に基づく区域の設定

(1) 産科医師偏在指標設定の趣旨

医師偏在指標と同じく地域偏在対策のために設定された指標である旨記載。

(2) 産科医師偏在指標の算出方法

医療需要として分娩件数を用いる等の算出式について記載。

(3) 医療圏ごとの産科医師偏在指標及び区域の設定

県全体及び二次医療圏ごとの産科医師偏在指標の値並びに同指標に基づく相対的医師少数都道府県及び相対的医師少数区域の設定について記載。

3 医療圏ごとの産科医師確保の方針、目標医師数及び施策

(1) 産科医師確保の方針

産科医師の養成及び他都道府県からの確保の実施が必要である旨記載。

(2) 目標医師数

国が算出する将来の分娩件数推計を基に必要となる医師数を算出。

(3) 目標医師数達成のための施策

第3章の3に記載する施策以外の分娩手当補助など、産科医師確保に限った施策について記載。

第5章 小児科医師確保計画

小児科医師確保計画の内容を第4章と同様に記載。

医師確保計画策定スケジュール

2019年8月	厚生労働省が医師偏在指標を算出
2019年8～9月	地域医療対策協議会で策定方針の説明 (計画の概要、策定スケジュール、沖縄県・二次医療圏の医師偏在指標、計画に記載する項目)
2019年9月～12月	計画案策定（確保の方針、目標医師数、医師確保のための施策）
2019年12月	第3回地域医療対策協議会（計画案の説明）
2020年1月	計画案の医療審議会への諮問
2020年2月	パブリックコメント
2020年3月	審議会答申 地域医療対策協議会へ確定した計画の報告
2020年度	都道府県において、医師確保計画に基づく医師偏在対策開始
2022年度	国が第8次（前期）医師確保計画策定に向けた、医師確保計画見直しについての指針を作成、公表予定
2023年度	都道府県が第8次（前期）医師確保計画を策定・公表
2024年度	都道府県において、第8次（前期）医師確保計画に基づく医師偏在対策開始

各医師偏在指標一覽（都道府県別） 【厚生労働省暫定値】

医師偏在指標

No.	医師偏在指標			医療施設従事医師数		目標医師数
	上位33.3%（医師多数都道府県） 下位33.3%（医師少数都道府県）	都道府県名	医師偏在指標	標準化医師数	医療施設従事医	2023年
				（人）	師数（人）	
—	—	00全国	238.6	304,759	304,759	-
1	医師多数都道府県	13東京都	324.0	41,780	41,445	27,411
2	医師多数都道府県	26京都府	313.8	8,250	8,203	5,580
3	医師多数都道府県	40福岡県	299.7	15,276	15,188	10,779
4	医師多数都道府県	33岡山県	280.2	5,727	5,752	4,191
5	医師多数都道府県	47沖縄県	275.3	3,554	3,498	2,725
6	医師多数都道府県	27大阪府	272.7	23,946	23,886	18,628
7	医師多数都道府県	17石川県	271.3	3,241	3,230	2,475
8	医師多数都道府県	36徳島県	269.3	2,290	2,369	1,677
9	医師多数都道府県	42長崎県	263.1	3,925	4,042	2,948
10	医師多数都道府県	30和歌山県	261.0	2,744	2,768	2,043
11	医師多数都道府県	31鳥取県	258.2	1,673	1,699	1,303
12	医師多数都道府県	39高知県	256.7	2,168	2,206	1,645
13	医師多数都道府県	41佐賀県	254.3	2,294	2,292	1,818
14	医師多数都道府県	43熊本県	252.2	4,903	5,001	3,903
15	医師多数都道府県	37香川県	249.5	2,639	2,683	2,127
16	医師多数都道府県	25滋賀県	244.3	3,168	3,121	2,725
17		28兵庫県	243.8	13,353	13,382	11,492
18		29奈良県	242.5	3,314	3,297	2,820
19		34広島県	241.3	7,109	7,224	6,117
20		44大分県	240.0	3,077	3,115	2,576
21		32島根県	239.5	1,867	1,879	1,536
22		04宮城県	233.9	5,425	5,404	4,897
23		46鹿児島県	232.6	4,231	4,304	3,569
24		14神奈川県	232.5	18,996	18,784	17,651
25		38愛媛県	231.9	3,552	3,609	3,049
26		18福井県	231.1	1,930	1,922	1,690
27		01北海道	223.4	12,778	12,755	11,879
28		23愛知県	223.3	15,771	15,595	15,062
29		19山梨県	221.6	1,933	1,924	1,762
30		16富山県	220.2	2,545	2,566	2,352
31		09栃木県	216.7	4,328	4,285	4,087
32	医師少数都道府県	35山口県	214.2	3,353	3,436	3,122
33	医師少数都道府県	10群馬県	210.7	4,362	4,430	4,269
34	医師少数都道府県	45宮崎県	210.3	2,584	2,613	2,448
35	医師少数都道府県	24三重県	209.1	3,874	3,924	3,758
36	医師少数都道府県	21岐阜県	207.1	4,202	4,223	4,111
37	医師少数都道府県	20長野県	201.1	4,675	4,724	4,701
38	医師少数都道府県	12千葉県	199.9	11,943	11,843	12,912
39	医師少数都道府県	22静岡県	193.1	7,449	7,404	7,962
40	医師少数都道府県	06山形県	191.1	2,437	2,443	2,513
41	医師少数都道府県	05秋田県	184.6	2,266	2,257	2,370
42	医師少数都道府県	08茨城県	180.2	5,255	5,240	6,050
43	医師少数都道府県	07福島県	178.4	3,644	3,720	4,102
44	医師少数都道府県	11埼玉県	177.7	11,639	11,667	14,226
45	医師少数都道府県	02青森県	172.9	2,527	2,563	2,886
46	医師少数都道府県	03岩手県	172.4	2,438	2,458	2,801
47	医師少数都道府県	15新潟県	171.9	4,325	4,386	5,062

産科医師偏在指標

No.	産科医師偏在指標			産科医師数 (人)	年間調整後分娩件数 (千件)	分娩件数将来推計 (2023年年間分娩件数) (千件)	産科偏在対策基準医師数 (2023年)(人)
	下位33.3%〔相対的 医師少数都道府県〕	都道府県名	産科医師偏在指標				
—	—	00全国	12.8	11,349	888.5	791.8	-
1		13東京都	18.0	1,660	93.0	87.6	993
2		29奈良県	16.8	115	6.9	5.9	67
3		05秋田県	16.5	99	6.2	5.0	57
4		27大阪府	16.0	915	57.6	51.3	581
5		36徳島県	15.8	79	5.0	4.2	48
6		31鳥取県	15.8	63	4.1	3.7	42
7		26京都府	15.1	263	17.2	16.0	182
8		18福井県	14.5	77	5.3	4.6	52
9		19山梨県	14.0	78	5.5	4.6	52
10		14神奈川県	13.8	772	56.7	51.7	586
11		30和歌山県	13.7	104	7.3	6.1	70
12		40福岡県	13.5	488	36.6	33.7	382
13		16富山県	13.3	102	7.7	6.6	75
14		17石川県	13.1	111	8.3	7.4	84
15		24三重県	12.9	163	12.6	10.9	123
16		09栃木県	12.9	179	14.4	12.8	145
17		01北海道	12.8	400	32.3	28.1	319
18		33岡山県	12.8	189	14.8	13.4	152
19		22静岡県	12.6	300	23.9	20.6	233
20		28兵庫県	12.5	483	37.9	32.9	373
21		04宮城県	12.5	204	16.4	14.5	165
22		34広島県	12.2	244	19.6	17.7	201
23		06山形県	12.1	101	8.3	7.2	82
24		42長崎県	12.1	141	11.4	9.7	110
25		32島根県	11.9	65	5.3	4.6	52
26		44大分県	11.9	90	7.6	6.7	76
27		23愛知県	11.9	674	57.2	52.2	592
28		47沖縄県	11.8	156	13.2	12.2	138
29		35山口県	11.5	122	10.4	9.0	102
30		10群馬県	11.4	152	13.5	11.6	132
31		37香川県	11.4	91	7.8	6.7	75
32	相対的医師少数都道府県	25滋賀県	11.3	116	10.6	9.7	110
33	相対的医師少数都道府県	12千葉県	11.0	459	40.9	36.4	413
34	相対的医師少数都道府県	41佐賀県	10.9	66	6.2	5.6	63
35	相対的医師少数都道府県	38愛媛県	10.8	119	10.5	8.8	100
36	相対的医師少数都道府県	03岩手県	10.7	102	9.4	8.1	92
37	相対的医師少数都道府県	20長野県	10.7	160	14.9	12.6	142
38	相対的医師少数都道府県	39高知県	10.6	52	4.9	4.1	47
39	相対的医師少数都道府県	21岐阜県	10.5	173	15.8	13.5	154
40	相対的医師少数都道府県	45宮崎県	10.4	100	9.5	8.3	94
41	相対的医師少数都道府県	08茨城県	10.3	217	20.9	17.9	202
42	相対的医師少数都道府県	46鹿児島県	10.1	146	14.4	12.3	140
43	相対的医師少数都道府県	02青森県	9.4	88	9.4	7.7	87
44	相対的医師少数都道府県	15新潟県	9.4	157	16.4	14.4	164
45	相対的医師少数都道府県	11埼玉県	8.9	445	49.3	44.3	503
46	相対的医師少数都道府県	07福島県	8.6	122	14.0	11.5	130
47	相対的医師少数都道府県	43熊本県	8.2	147	17.2	15.5	176

小児科医師偏在指標

No.	小児科医師偏在指標			小児科医師数 (人)	年少人口 (0-14歳) (10万人)	年少人口将来推計 (2023年年少人口) (10万人)	小児科偏在対策基準 医師数 (2023年)(人)
	下位33.3%〔相対的 医師少数都道府県〕	都道府県名	小児科医師偏在 指標				
—	—	00全国	106.2	16,937	159.5	144.7	-
1		31鳥取県	169.0	127	0.7	0.7	69
2		26京都府	143.6	439	3.1	2.8	275
3		13東京都	139.3	2,338	15.9	15.2	1,557
4		39高知県	130.4	106	0.8	0.7	69
5		19山梨県	129.4	124	1.0	0.9	82
6		16富山県	128.3	162	1.3	1.1	109
7		36徳島県	126.8	114	0.9	0.8	73
8		18福井県	123.2	125	1.0	0.9	90
9		30和歌山県	121.5	140	1.1	1.0	98
10		37香川県	120.5	155	1.3	1.1	110
11		05秋田県	119.9	123	1.0	0.8	83
12		33岡山県	118.8	308	2.5	2.3	232
13		42長崎県	118.5	211	1.8	1.6	150
14		10群馬県	117.6	293	2.5	2.2	210
15		32島根県	117.4	100	0.9	0.8	76
16		17石川県	116.9	177	1.5	1.3	133
17		40福岡県	115.5	813	6.9	6.5	655
18		44大分県	115.4	167	1.5	1.3	132
19		38愛媛県	114.9	190	1.7	1.5	143
20		25滋賀県	113.1	224	2.0	1.9	186
21		20長野県	112.2	293	2.6	2.3	229
22		27大阪府	110.6	1,220	11.0	9.8	977
23		41佐賀県	109.0	124	1.1	1.1	105
24		01北海道	109.0	639	6.0	5.3	519
25		06山形県	108.1	139	1.3	1.2	115
26		43熊本県	107.8	260	2.4	2.3	220
27		35山口県	106.8	176	1.7	1.5	146
28		28兵庫県	104.2	746	7.2	6.3	611
29		15新潟県	103.3	267	2.7	2.4	239
30		04宮城県	99.2	284	2.9	2.6	256
31		21岐阜県	98.8	249	2.6	2.3	222
32	相対的医師少数都道府県	29奈良県	98.3	158	1.7	1.5	142
33	相対的医師少数都道府県	14神奈川県	97.6	1,109	11.5	10.5	1,031
34	相対的医師少数都道府県	07福島県	96.4	215	2.3	1.9	183
35	相対的医師少数都道府県	34広島県	95.8	365	3.7	3.5	347
36	相対的医師少数都道府県	03岩手県	94.7	138	1.5	1.3	125
37	相対的医師少数都道府県	02青森県	93.5	133	1.4	1.2	116
38	相対的医師少数都道府県	47沖縄県	93.4	237	2.5	2.5	243
39	相対的医師少数都道府県	24三重県	92.3	208	2.3	2.1	198
40	相対的医師少数都道府県	09栃木県	91.6	232	2.5	2.2	226
41	相対的医師少数都道府県	23愛知県	89.2	904	10.3	9.5	947
42	相対的医師少数都道府県	45宮崎県	86.8	130	1.5	1.4	133
43	相対的医師少数都道府県	46鹿児島県	85.9	189	2.2	2.0	192
44	相対的医師少数都道府県	12千葉県	84.5	654	7.8	6.9	676
45	相対的医師少数都道府県	22静岡県	84.2	405	4.7	4.2	430
46	相対的医師少数都道府県	11埼玉県	83.1	743	9.2	8.4	792
47	相対的医師少数都道府県	08茨城県	82.1	284	3.6	3.2	299

各医師偏在指標一覽（二次医療圏域別）

【厚生労働省暫定値】

医師偏在指標

医師偏在指標				医療施設従事医師数		目標医師数
				標準化医師数（人）	医療施設従事医師数（人）	2023年
上位33.3%〔医師多数区域〕 下位33.3%〔医師少数区域〕	都道府県名	二次医療圏名	医師偏在指標 （入院患者流出入及び昼間人口を考慮）			
—	—	全国	238.6	304,759	304,759	-
医師多数区域	沖縄県	北部	221.1	199	199	139.9
医師多数区域	沖縄県	中部	218.5	939	922	695.3
医師多数区域	沖縄県	南部	327.2	2,225	2,192	1,090.8
医師多数区域	沖縄県	宮古	204.5	103	100	72.7
医師多数区域	沖縄県	八重山	240.1	88	85	55.3

産科医師偏在指標

産科医師偏在指標				産科医師数（人）	年間調整後分娩件数（千件）	分娩件数将来推計（2023年年間分娩件数）（千件）	産科偏在対策基準医師数（2023年）（人）
下位33.3%〔相対的医師少数区域〕	都道府県名	周産期医療圏名	産科医師偏在指標				
—	—	全国	12.8	11,349	888.5	791.8	-
相対的医師少数区域	沖縄県	北部	6.8	5	0.7	0.6	5.9
相対的医師少数区域	沖縄県	中部	9.0	42	4.7	4.4	40.4
		南部	14.5	98	6.7	6.1	56.4
	沖縄県	宮古	11.0	6	0.6	0.5	4.5
	沖縄県	八重山	9.9	5	0.5	0.5	4.4

小児科医師偏在指標

小児科医師偏在指標				小児科医師数（人）	年少人口（0-14歳）（10万人）	年少人口将来推計（2023年年少人口）（10万人）	小児科偏在対策基準医師数（2023年）（人）
下位33.3%〔相対的医師少数区域〕	都道府県名	小児医療圏名	小児科医師偏在指標				
—	—	全国	106.2	16,937	159.5	144.7	-
	沖縄県	北部	104.6	17	0.2	0.2	13.3
相対的医師少数区域	沖縄県	中部	85.4	65	0.9	0.9	63.1
		南部	96.6	142	1.3	1.2	124.4
	沖縄県	宮古	118.3	9	0.1	0.1	6.3
相対的医師少数区域	沖縄県	八重山	52.5	4	0.1	0.1	7.3